

寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (組 織) 第2条 委員会は、副町長 _____、企画部長、総務部長、町民部長、<u>学び育成部長</u>、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長及び教育次長をもつて組織する。 2 (略) ～ 略 ～ (選考の省略) 第8条 設計金額（建設工事に係る設計、測量、原材料等にあつては予定金額）が<u>1,300,000円</u>以下の工事については、委員会での選考を省略するものとする。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (組 織) 第2条 委員会は、副町長、<u>町長室長</u>、企画部長、総務部長、町民部長、<u>子ども育成部長</u>、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長及び教育次長をもつて組織する。 2 (略) ～ 略 ～ (選考の省略) 第8条 設計金額（建設工事に係る設計、測量、原材料等にあつては予定金額）が<u>2,000,000円</u>以下の工事については、委員会での選考を省略するものとする。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この訓令は、令和7年4月1日から施行する。</u>